

## 大船渡市参与設置に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大船渡市参与設置条例（平成13年大船渡市条例第19号）第5条の規定により、参与の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (身分及び任期)

第2条 参与は、非常勤の特別職とし、その任期は、市長が別に定める。

### (勤務日等)

第3条 参与の勤務日、勤務時間等は、1週間につき30時間を超えない範囲内で市長が別に定める。

### (勤務場所)

第4条 参与の勤務場所は、大船渡市役所又は三陸支所とする。

### (報酬及び費用弁償)

第5条 参与の報酬及び費用弁償は、大船渡市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年大船渡市条例第24号）の例による。

2 報酬額は、月額とし、その額は、市長が別に定める。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成13年11月15日から施行する。